

関原発 第319号
2022年 7月19日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2022年5月31日付け関原発第120号で申請（2022年6月10日付け
関原発第135号および2022年7月1日付け関原発第221号で申請書の記載
内容変更）しました高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前検
査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安
に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第120号(2022年5月31日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第135号(2022年6月10日)

関原発第221号(2022年7月1日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前検査申請書

(変更前)

2022年6月10日付け関原発第135号及び

2022年7月1日付け関原発第221号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2022年 6月14日 至 <u>未定</u>
	(四号) 自 2022年 7月 8日 至 <u>未定</u>
	(五号) <u>未定</u>
使用開始予定年月日	<u>未定</u>
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2022年 5月31日 2022年 7月 1日

(下線は変更部分)

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自 2022年 6月14日 至 <u>2022年 8月19日</u>
	(四号) 自 2022年 7月 8日 至 <u>2022年 8月19日</u>
	(五号) <u>2022年 8月19日</u>
使用開始予定年月日	<u>2022年 8月19日</u>
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2022年 5月31日 2022年 7月 1日 <u>2022年 7月19日</u>

(下線は変更部分)

2.2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2.3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

検査工程の確定に伴い、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2022年6月10日付け関原発第135号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年		
	6月	7月	未定
蒸気発生器伝熱管補修工事	▼ 定格熱出力運転		

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、
耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年		
	6月	7月	8月
蒸気発生器伝熱管補修工事	▼ 定格熱出力運転		

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、
耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

◆ 総合的な性能を確認

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。